

請負代金内訳書への法定福利費の明示について(お知らせ)

令和3年4月1日以降に契約する100万円以上の工事について、請負代金内訳書に法定福利費の明示を必要としました。このことについて、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

1. 請負代金内訳書について

(1)改正時期

令和3年4月1日以降に契約する100万円以上の工事

(2)適用工事

「建設工事積算基準 島根県農林水産部 島根県土木部」を用いて積算する工事。

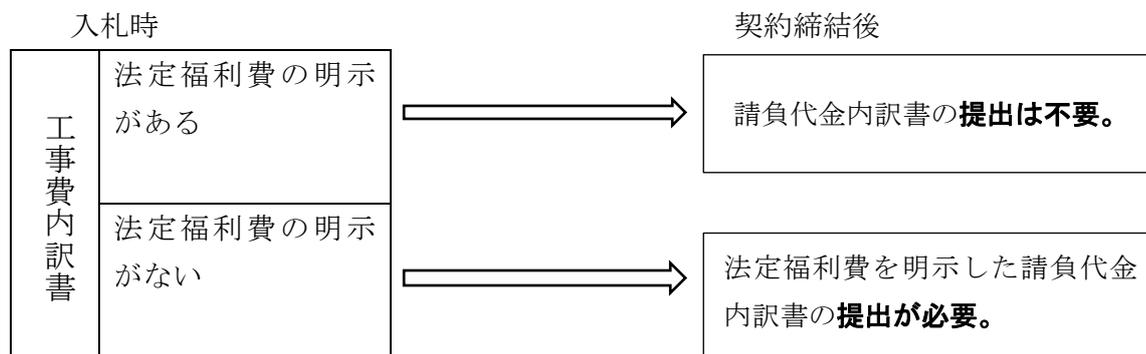
※建築関係工事、水道工事には適用しない。

(3)改正後の事務処理

改正後は、請負代金内訳書に法定福利費の明示が必要となります。

入札時に法定福利費の記載のある工事費内訳書の提出がされた場合は、契約締結後に工事費内訳書を請負代金内訳書と読み替えるため、提出の必要はありません。

なお、入札時に法定福利費の記載のない工事費内訳書を提出された場合は、契約締結後に法定福利費を記載した請負代金内訳書の提出が必要です。



2. 入札時に提出される工事費内訳書に法定福利費を明示する場合について

契約締結後の事務効率化のため、できるだけ入札時に提出される工事費内訳書に法定福利費の明示をお願いします。

ただし、入札時の工事費内訳書に法定福利費を明示する場合に、記載の仕方によっては、入札無効となる場合がありますので下記のことにご注意をお願いします(工事費内訳書への記載方法については別紙参考例のとおり)。

- ・工事費内訳書へ法定福利費の明示がなくとも入札無効にはなりません。
- ・記載箇所については、発注者の示した工事数量総括表の現場管理費の備考欄、もしくは欄外に記載すること。
(行挿入により、その他の項目の追記をすると工事費内訳書の無効事由に該当しますので特に注意してください)
- ・工事数量総括表においては現場管理費に法定福利費分が含まれているため、二重計上によるタテヨコ計算の違算に注意が必要です。

工事費内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
現場管理費										うち、法定福利費 ¥ ●●●●●●●●
法定福利費				1	式			7,421,000		
工事原価								32,241,870		
一般管理費等								5,909,130		
工事価格								38,100,000		
消費税及地方消費税相当額										
工事費										
工事価格計										
消費税及地方消費税相当額										
工事費計										
法定福利費										¥ ●●●●●●●●

現場管理費の内数表示等、行挿入により記載することは、工事費内訳書の無効事由として禁止します。

法定福利費相当額は、備考欄へ記載するか、もしくは欄外へ記載してください。

